

「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付」に関するコールセンターを設置します

千葉市では、「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付」に関するコールセンターを設置しますので、お知らせします。

1 設置目的

今回の追加給付に関する相談や、本市で生活保護を受けていた方（生活保護廃止世帯）の申出方法などについて案内を行うため、設置するものです。

2 コールセンター概要

(1) 開設期間

令和8年3月30日（月）～令和9年3月31日（水）

(2) 電話番号

043-400-3588

(3) 受付時間

平日 9:00～17:00

(4) 市ホームページ

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/saikousaihannketutuikakyuuhtml>



3 制度に関する問い合わせ

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター（厚生労働省委託事業）

電話番号（フリーダイヤル） 0120-179-445

受付時間 平日 9:00～17:00

○ホームページ

【URL】 <https://tsuikakyufu-sodancenter.mhlw.go.jp/>

